

南砺市農業委員会第 30 回総会会議録

- 1.招集日時 平成 28 年 12 月 8 日
- 2.開会時刻 平成 29 年 1 月 6 日 午後 2 時 00 分
- 3.閉会時刻 平成 29 年 1 月 6 日 午後 2 時 40 分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 会議室
- 5.委員定数 26 名
- 6.出席委員 25 名 (欠席委員 1 名)

| 番号 | 氏名 | 出欠 | 番号 | 氏名 | 出欠 |
|----|--------|----|----|-------|----|
| 1 | 齊藤 勇一 | 出 | 15 | 片山 昌作 | 出 |
| 2 | 浅野 清治 | 出 | 16 | 藤永 隆夫 | 出 |
| 3 | 上田 憲仁 | 出 | 17 | 松平 勝 | 出 |
| 4 | 福田 孝洋 | 出 | 18 | 齊藤 十明 | 出 |
| 5 | 荒木 健二 | 出 | 19 | 澁谷 均 | 出 |
| 6 | 前川 十一 | 出 | 20 | 杉本 文代 | 出 |
| 7 | 梅本 兵造 | 出 | 21 | 木下 春一 | 出 |
| 8 | 池田 又次郎 | 出 | 22 | 小橋 昭夫 | 出 |
| 9 | 石尾 武雄 | 出 | 23 | 中川 寿 | 出 |
| 10 | 山本 清 | 出 | 24 | 松本 篤治 | 出 |
| 11 | 山本 敏 | 出 | 25 | 杉森 桂子 | 欠 |
| 12 | 大谷 與一 | 出 | 26 | 百島 和博 | 出 |
| 13 | 雨野 敬三 | 出 | | | |
| 14 | 瀧 由記男 | 出 | | | |

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 124 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 125 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 126 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認
について

議案第 127 号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請に
ついて

議案第 128 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について

報告第 46 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、南砺市農業委員会 1 月
の総会を開催いたします。本日の欠席委員は 2 5 番杉森職務
代理 1 名の欠席であり、農業委員会等に関する法律第 21 条第
3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここ
にお知らせします。会議に先立ちまして、百島会長より挨拶
方お願いします。

百島会長 皆様、新年あけましておめでとうございます。お正月をご
家族お揃いで穏やかに迎えのこととお喜び申し上げます。
昨年の米作は、作況指数 1 0 6 の良、一等比率 9 0。2 %と
2 年連続 9 0 %超えと良い年でした。また、国会では、T P P
推進を表明しておりますが、アメリカの時期大統領のトラ
ンプ氏は、T P P から脱退表明をしており、この影響がそう
なっていくのか不透明な状況であり心配なところです。優良
農地を守る農業委員の方々、今後もますますご繁栄とご健勝、
ご多幸を心からお祈り申し上げまして新年の挨拶にかえさせ
ていただきます。

会に先立ちまして議事録署名人をご指名させていただきます
。本日の署名委員は 9 番の委員、10 番の委員の 2 名の方よ
ろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

附議議案第 124 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 124 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 3 件の申請がありました。面積は 田 2,911.00 m²
畑 158.00 m² 計 3,059.00 m² です。

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番としまして、譲渡人のひとは、高齢となってきました現在、農作業が困難に感じてきており、また、市外に居住しているもうひと方の譲渡人は、耕作や管理ができないとのことで申請地今回、農業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

譲り渡し人は、市外に居住しており、耕作や管理ができないため、申請地近隣に農地を所有の農業経営拡大に意欲のある方に譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

譲り渡し人は、相続にて取得された申請地の管理や耕作ができないため、申請地地域の法人に譲り渡すものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件に満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 124 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 125 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 125 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 1 件の申請がありました。面積は、田のみ 172 m² です。

| | | | |
|---------|---|-----|-----------------------|
| 住宅敷地の拡張 | 田 | 1 筆 | 172.00 m ² |
| 計 | | 1 筆 | 172.00 m ² |

受付番号 1 番です。

受付番号 1 番 申請人は申請地を住宅敷地拡張のため転用するものです。この申請地は申請者の亡き父が、農作業及び納屋を建築する際、住宅敷地が狭くどうしても宅地内に入りきれないため、隣接農地を一部宅地化し建物を配置したものです。平成 14 年には、農機具格納庫を建築しましたが、亡き父はその際に、土地の分筆等を進めていたため、農地法関係の手続きも完了しているものと考えておりました。しかし、最近になって地目調査をしたところ、農地法の手続きが未了であることが判明。しかし、現状からネオ内への復元が困難であり、これまでの不備を整えるためにも無断転用の是正をするものです。

農地区分は、10 ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

議長

この案件について、何かご質問等ございましたらお願いします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 125 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(全員拍手)

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。続きまして、次の議題へ進みます。

(異議なし)

議長 議案第 126 号に移る先に報告第 46 号 農業振興地域整備計
画の軽微な変更についてが議案第 126 号に関連ありますので
事務局より説明いたします。

＝報告第 46 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

報告第 46 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
です。

本日、このあとの農地法第 5 条第 1 項の案件、受付番号 3
番と関連性がございますので報告をさせていただきます。

振興地域整備計画の軽微な変更でございますが、願出者は
譲受者において、願い出地の変更後の用途として乾燥機施設
の設置を申請いたしました。農業振興地域の整備に関する法
律、施行例第 9 条第 1 項第 4 号の規定では、農業上の用途更
区分の変更で土地の面積が 1ha を超えないものは、軽微な変
更で処理できることになっておりますので、昨年 12 月 8 日に
農業振興地域整備計画の軽微な変更を行ったことをご報告い
たします。

議長 何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

議長 了解いただいたということで、次に進みます。

議長 議案第 126 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 126 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、7 件の申請がありました。面積は、田 8,751.76 m²
畑 211.00 m² 計 8,962.76 m²です。

| | | | | |
|---------|-----|---|------|-------------------------|
| 分家住宅 | 2 件 | 田 | 2 筆 | 337.00 m ² |
| 分家住宅 | 1 件 | 畑 | 1 筆 | 211.00 m ² |
| 工業用地 | 1 件 | 田 | 2 筆 | 6,316.00 m ² |
| 農業要乾燥施設 | 1 件 | 田 | 2 筆 | 1,478.00 m ² |
| 駐車場敷地 | 1 件 | 田 | 1 筆 | 476.00 m ² |
| 分譲住宅敷地 | 1 件 | 田 | 3 筆 | 144.76 m ² |
| 計 | 7 件 | | 11 筆 | 8,962.76 m ² |

事務局

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地を譲り渡し人から分家住宅として転用するものです。現在、申請人は、市外でアパート住まいしており、子どもがいることで手狭であることを感じて、自身の将来のことを考えると、住宅を建築したいという思いがありました。また、子どもが小さいため、父母に面倒をみてもらうことがあり、その父母の老後のことも視野に入れることで、実家の隣地である当該地が適地となり、今回、申請するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され、許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

受付番号 2 番は、市内企業より、事業拡大による工場建設地及び積み荷駐車スペースを確保したいとの要望を受け、譲り渡し人の申請地を市の産業振興、雇用促進のため、また、市においての用地を取得し、造成工事を実施のうえ、宅地化して企業に売却するものです。

農地区分は東石黒駅から概ね 500m 以内ということで 2 種農地と判断され転用許可基準の代替可能性勘案なしの集落接続に該当するものと思われま。

受付番号 3 番です。

受付番号 3 番は、借り受け会社であります申請人は、農産物の生産から加工・販売、米作を中心とした農作業の請負・受託等を行っており、米等の乾燥作業の一部を地区内の農業協同組合の大型乾燥施設に委託しているところです。今後、作業の一体化による効率の向上を諮るためにも自前の乾燥施設が必要と考え、既存施設の隣接地を譲り渡し人から借り受けることで、農作業の一体化による向上を諮るものです。

農地区分は、10 h a 以上の広がりをもつ農地ということで 1

事務局

種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番です。

受付番号 4 番は、申請人は、申請地を譲り渡し人から、分家住宅の建築用に転用申請するものです。現在、申請人は、家族と同居しておりますが、昨年、子どもが生まれたことで、夜中等の生活リズムを守りたいため、また、家から道路への道幅が狭いことで、冬は積雪量も多く、通勤などで不便さを感じており、これを機会に広い道路に面した場所での生活をしたいと考えております。申請地は、自宅から近いことで、両親のそばに常にいることで安心すること出来、互いに協力し合いながらの生活をしたいと思っております。

農地区分は、10h a 以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 5 番です。

受付番号 5 番は、譲り受け人は、昨年 6 月に転用許可を受け、住宅を建築しようといいましたが、当初計画の土地では建物が狭くなることがわかり、設計変更をしたところ許可を受けた土地だけでは、建築できないことがわかりました。そこで、隣接申請地を譲り渡し人から譲り受け、今回追加申請するものです。

農地区分は、10h a 以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 6 番です。

受付番号 6 番は 譲り受け人は、申請地を譲り渡し人から、業務用トラックの駐車場を確保するため、申請するものです。

取引先からば冷凍食品の受注増加に伴い、対応すべく従業員増加及び取引先のトラックの駐車場が大変狭くて不便なため、また、生産性の工場や経営の安定化を図れるためにも必要と思われれます。

農地区分は、10h a 以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 7 番です。

受付番号 7 番は、申請地はと隣接する土地は、現在、住宅敷地として譲り渡し人の家族が住んでおります。家族は、3人

事務局

暮らしで今後も家族が増える予定がないことや、将来的な土地の管理や手入れ等に大変不安を感じていたことから、友人に相談したところ、申請地を家族の住宅敷地及び分譲住宅地にすることを勧められました。申請地付近は、金ね、大型スーパーや店舗が増加しつつ、学校も近く利便性がよいことから分譲地として需要は充分あると考えられます。この申請地は、敷地と隣接し庭になっているので、今まで宅地と思い使用してきましたが、今般調査したところ、農地であることが判明したので、土地を整備したく申請するものです。

農地区分は、10h a以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長

何か他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 126 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は拍手を願います。

(拍手)

議長

拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

次の審議に移ります。

議案第 127 号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 127 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

議案番号第 127 号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてです。今回は 1 件の申請であり、先ほど、議案番号第 126 号農地法第 5 条の受付番号 5 番の案件としてご承認いただいたところですが、昨年 6 月に許可いただいた分と、今回、追加申請した分とを合算させてとのこと、その場合、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の提出によ

事務局 　　り、農業委員会に諮り、承認を得なければならないこととなっております。委員の皆様方には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長 　　何か他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 127 号農地法の許可に対する事業計画変更承認の申請について賛成の方は拍手を願います。

（拍手）

議長 　　拍手多数により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 　　議案第 128 号農用地利用集積計画（案）の決定について議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 128 号について議案書をもとに内容説明＝

事務局

今回は設定が 87 件、101 筆の申請がありました。面積は、田 563,567.00 m² 畑 2,502.00 m² 計 566,069.00 m² です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

議長 　　何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 128 号農用地利用集積計画（案）の決定に対し意見決定について賛成の方は拍手をお願いいたします。

（拍手）

議長 拍手多数により、本件は原案どおり承認いたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長 続きまして報告事項に入ります。

議長 報告第 45 号農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 45 号についての議案書をもとに朗読・説明=

今回は、8 件の届出がありました。面積は、田のみで 8,669.76 m² です。

受付番号 1 番から 2 番につきましては、一度解約して利用権設定することによる解約です。

受付番号 3 番から 6 番につきましては、議案第 126 号農地法第 5 条第 1 項の受付番号 2 番に関するものです。

受付番号 7 番につきましては、議案第 126 号農地法第 5 条第 1 項の受付番号 3 番に関するものです。

受付番号 8 番につきましては、議案第 126 号農地法第 5 条第 1 項の受付番号 7 番に関するものです。

議長 これらについて、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 了解いただいたということで、承認いたします。

議長 以上で議案、協議事項は終わります。
次にその他にはいります。事務局から説明いたします。

事務局長 農業委員会の定数の関係でございしますが、市の 12 月議会で原案どおり可決いたしまして、前々回の 11 月の農業委員会で条例案を提出しましたが、そのとおり定数が 20 名となりましたのでご承知いただきたいと思っております。それを受けまして、事務局の方では、市内自治振興会長へ出席させていただきまして、農業委員会法の改正及び定収条例の改正につきましてご説明いただきまして、今年 3 月をめどに推薦をお願いいたしますという話をしております。その中には、現認定農

事務局長 業者名簿兼農業委員さんの名簿及び地域協力員さんの名簿等を提出してございます。皆様方におかれましては、何か相談等がございましたら、ぜひとも相談にのっていただきたいと思っております。今現在の経過報告をいたします。そのあと、本年6月までに推薦を取り纏めて、議会の承認を得たうえで、市長が任命するということで新しい委員さんが決定するといった手順になります。昨年末で、平成29年産の米の生産数量目標配分方法ということで資料はございませんが、県から配分が届きまして、各水田協議会さん方へ配分を行っております。細かい数字などはインターネット等個々で確認いただきまして数値としましては、数量的には県から1.1%なら現の数量で、昨年対比ですが同じように1.1%ということで22,093.67tを配分しております。面積換算しますと4,228haということになっております。これが、国からの配分が29年度で最終ということでございます。30年産からは、どのようになるかは、現段階では未定でございます。県では県の農業再生協議会の方の配分をするといったこともまだ決定ではないですが案もでてございます。市としましても、県と同様な形にしていけばいいのか、ただ、米そのものが、県の中で消費ができるわけではなく、富山県だけでは一部にすることをしても効力があるのかなのかということも検討しなくてはいけないので、これについては、何かしらの形で農業委員会にも話をしたいと思っております。認定農業者の方とも、いろいろ協議したうえで、30年産がどのように進めていくべきかということも半年ほどかけて協議して進めていかななくてはならないと思っております。今現在、年末年始にかけての動向等について説明させていただきました。

議長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

議長 ないようですので、本日はこれで委員会を終了します。

○次回の農業委員会 平成29年2月2日(木) 午後2時

その他、何かご意見等ありますか。

以上で、南砺市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時40分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長